

すが、写しの交付は行いません。

対象者〓市内に所在する土地・家屋の固定資産税の納税義務者（代理人含む） 縦覧帳簿の記載項目〓

土地価格等縦覧帳簿は、所在・地番・地目・地積・価格 家屋価格等縦覧帳簿は、所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格 縦覧期間〓

4月1日（木）～5月31日（月）／ただし土・日・祝日を除く執務時間中 持ち物〓本人（同居の親族）

が縦覧する場合は、運転免許証・納税通知書など本人と確認できるものと印鑑／代理の方が縦覧する場合は、委任状などと運転免許証など代理人自身を確認できるものと印鑑

審査申出期間〓固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申し出は、納税通知書の交付を受けた日から60日間

縦覧・縦覧場所〓市役所税務課  
税務課 ☎23局3510

消費税課税事業者届出書の提出をお忘れなく

消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日以後開始する課税期間から、納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が、3000万円から1000万円

に引き下げられます。個人事業者の方は、平成17年分から、法人（事業年度が1年）は平成17年3月決算分から適用されます。

なお、基準期間における課税売上高が1000万円を超える場合は「消費税課税事業者届出書」を提出する必要があります。

詳しくは直接お問い合わせください。

豊橋税務署  
☎（0532）52局6201

寄付

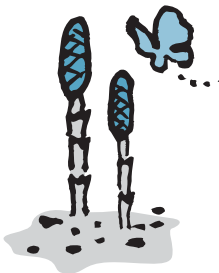
DONATION

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

12月22日、匿名希望の方より社会福祉のために白米140kg

12月25日、丸山茂男さんより社会福祉のためにしょう油・砂糖・のり・電球を一式

12月27日、匿名希望の方より社会福祉のために砂糖98kg



今回は、宮田村の方言をご紹介します。

長野県 宮田村へ

おいでなんしょ

「おいでなんしょ」は、田原市の友好都市である長野県宮田村周辺の方言で「おいでくださいませ」という意味です。

宮田村のことは 宮田村の方言を学んでみましょう

長野県民は自分たちが標準語を話していると思われている方が多いと言われていますが、実は長野県の中でも方言は複雑に分かれています。今回は、宮田村で今も使われている方言をご紹介します。

【メーカ】勧誘を表します。

例 いまちと飲まめーか（もう少し飲もうじゃないか）  
ひと休みしめーか（ひと休みしませんか）

【ズラ・ラー】標準語で「だろう」とほぼ同じ意味です。

例 どうやってもいいんずら（どうやってもいいだろう）  
ありゃなんずら（あれは何だろう）  
それできっといいら（それできっといいだろう）

【～エ～ナエ】念を押し、感嘆する意味を表します。軽い敬意を込めて用いられます。

例 そういうことえ（そういう事ですよ）  
あついなえ（暑いね）

【～ニ】文末にあって確認を表します。軽い敬意と親愛の気持ちを持ちます。

例 そうだに（そうですよ）  
行ってきたんだに（行ってきたんですよ）

こうしてみるとなかなか独特な方言を使っています。田原でも使っているような言葉はありましたか？宮田村にお越しの際は、注意して聞いてみてください。

皆さん、宮田村へおいでなんしょ。

宮田村役場総務課 ☎（0265）85局3181